

(法第10条第1項第7号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」)

## 設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から平成29年12月31日まで

特定非営利活動法人ソーシャルデザインワークス

### 1 事業実施の方針

設立初年度であるため、確実に事業を実施するための組織基盤の確立に注力しつつ、広く一般市民に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業、障害者の社会参加を啓発する事業等を行い、年齢・性別・国籍・障害の有無を意識しない社会を目指し、公益に寄与することを目的とし、下記事業を立ち上げ、推進する。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業所の設置・運営	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業所の設置・運営	(A)常時 (B)法人事務所 (C)4人	(D)県内の障害者 (E)10人／月	7,356
②児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所の設置・運営	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所の設置・運営	(A)常時 (B)法人事務所 (C)4人	(D)県内の障害児 (E)10人／月	3,677
③障害者の社会参加のための企画及び運営に関する事業	広く一般市民を対象に障害者の社会参加を啓発するためのイベントやワークショップ等の企画・運営	(A)月2回 (B)法人事務所及び 県内の公共施設等 (C)4人	(D)障害者に関心のある一般市民 (E)60人／月	1,576
④障害者の社会参加の啓発及び情報発信に関する事業	ホームページ・SNS等を活用し、インターネットを通じて障害者の社会参加に関する啓発や情報発信を行う	(A)常時 (B)法人事務所 (C)4人	(D)障害者に関心のある一般市民 (E)不特定多数	525